

慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス

安全管理のガイドライン

2018年5月

はじめに

本ガイドラインは、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科、大学院健康マネジメント研究科、総合政策学部、環境情報学部、看護医療学部(以下「湘南藤沢キャンパス」)に於いて行われる教育活動および研究開発活動が、安全かつ円滑に行われるよう、従事者がとるべき行動規範を示したものである。

I. 保安・防災

1. 緊急時の通報

- ・ 火災、傷病者発生等、緊急に対応が必要な場合は、緊急連絡先に通報する。
- ・ 外部研究機関等、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス外での研究開発活動に際しては、活動場所を管理する各機関が定める緊急時連絡先へと通報する。その後、湘南藤沢キャンパスが定める管理窓口連絡する。

2. 教育・研究活動一般における注意点

- ・ 教育および研究開発の中で生じる事故の危険性および対策案を、計画段階から事前によく検討する。
- ・ 防災設備の確認、緊急連絡先の把握等、有事の際に適切に対応・報告できるようにするための準備を怠らない。
- ・ 使用する機器や薬品等に付属のマニュアルを注意深く参照し、管理・取扱いには十分注意する。初めて使用する機器・薬品は、取扱いについて使用経験者に事前に確認する。
- ・ 白衣、手袋や保護メガネ等、活動にふさわしい保護器具を適切に使用し、人体への影響を最小限に留める。
- ・ 重大事故防止のため、単独での実験は可能な限り避ける。夜間や休日の施設人員が少なくなる時間帯には特に注意する。利用施設によって夜間滞留の手続きが必要な場合は、その規定に従う。
- ・ 安全に関する情報をより詳細に得るために、慶應義塾大学理工学部環境保全センター(http://www.env.keio.ac.jp/05_safety/)が提供するセーフティマニュアルを参照すること。
- ・ 外部研究機関等、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス外での研究開発活動に際しては、活動場所を管理する各機関の安全管理規定等及び本ガイドラインに従って、適切に行うこと。 遵守すべき規定の判断が困難な場合は、湘南藤沢キャンパスが定める管理窓口へと確認すること。

3. 火災予防と対策

- ・ 管理する室ごとに、施設管理者(防火管理者)の指示を受けて防火管理

の業務に従事する火元責任者を指名し、湘南藤沢キャンパスが定める管理窓口届け出ること。

- ・ 施設内の防災設備(火災報知器、屋内消火栓、非常階段、消火器、感知器等)に関し、予め位置等を確認する。
- ・ 引火性、爆発性物質の周辺で火気を取り扱わない。
- ・ 火や熱を出す器具の回りに燃えやすいものを置かない。また、タコ足配線等、火災の原因となる行為はしない。
- ・ 退室、帰宅の際は火の始末(ガス器具や発熱器具のOFF)、不要な電源の停止等を必ず確認し、戸締まりを確実に行う。
- ・ 火災を発見した場合は、直ちに火災報知器のボタンを押して火災の発生を知らせる。また、可能な限り付近に設置されている消火器により初期消火に努める。手に負えないと判断した場合は速やかに安全な場所へ避難する。

4. 地震対策

- ・ 地震発生時に棚に置いた薬品類が落下し被害を拡大しないよう、戸棚や実験器具、ガスボンベ等には転倒防止処置を施す。
- ・ 落下のおそれがある場所に薬品等を放置しないよう、常日頃注意する。
- ・ 地震が発生したら、まず身の安全を確保し、次に火の始末をして避難路を確保する。
- ・ 万一、大規模な地震が発生した場合は、自衛消防組織の指示に従って、落ち着いて行動する。

5. 避難

- ・ 常日頃から施設ごとの避難経路図を確認し、避難経路(2経路以上が理想的)、非常口、避難場所を把握しておく。
- ・ 部屋および避難経路となりうる廊下は常に整理整頓し、退避路を確保しておくこと。
- ・ エレベーターは使用せず、避難経路として推奨される階段等を用いて速やかに安全な場所へ避難する。
- ・ 避難場所へ避難したら、人員の無事を確認するため、部屋単位(研究室単位等)での点呼を取り、湘南藤沢キャンパスが定める管理窓口へ報告

する。

- ・ 所属機関において火災や地震に対する避難訓練等が開催される場合は、これに積極的に参加する。

6. 傷病者の手当

- ・ 事故や災害で怪我をした場合は、基本的な応急処置を施し、必要に応じて救急車を呼ぶこと。
- ・ 意識がない、心肺停止のおそれがある場合は、AED(自動体外式除細動器)を用いて心肺蘇生を実施する。

II. 実験・研究開発活動等の手引き

1. 化学物質の取扱い

- ・ 本項における化学物質とは、薬品(試薬及びそれらの混合物(それぞれ一般の生活に供するもの、感染性を有するもの、放射性物質を除く。))を指す。
- ・ 化学物質の取扱いについては、関係法令(別表1)を参照しながら、本手引き、本手引きが引用する規約、および各所属機関の安全管理規程等が存在する場合はそれに従って、適切に行うこと。
- ・ 研究室ごとに化学物質の保管や使用に対する監督者(以下「監督者」という。)をおく。監督者は、化学物質の盗難、紛失、漏洩等に留意し、適切に管理するとともに、研究活動に従事する各所属員(以下「取扱者」という。)に対し、化学物質の取扱い方法及び管理に関し適正な指導を行うこと。
- ・ 監督者および取扱者の設置の詳細および業務は、別表1にあるそれぞれの要領・規則に従い、化学物質の分類ごとに定める。
- ・ 監督者は、取扱者の健康を適切に管理するため、関係法令等に従い、必要に応じて取扱者に対する健康診断及び作業環境測定等を実施する。

2. 化学物質の保管・管理

- ・ 事故(盗難)防止等の観点から、日頃から全ての化学物質について、購入量、使用量、在庫量等を帳簿により管理する等、在庫管理に努める。
- ・ 化学物質専用の保管庫を設置し、地震等の災害、事故等に備えて同保管庫について固定、容器の落下防止、接触破損防止等の対策を講じること。

また、保管する化学物質に応じた適切な掲示を行うこと。

- ・ 保管する化学物質のうち関係法令(別表1)の規制を受けるものについては、各講座や研究室ごとにその購入・主たる使用目的・種類・使用量・残量・保管場所を全てにおいて適宜記録し、記録は厳重に保管し、かつ湘南藤沢キャンパスが定める管理窓口定期的に報告する。報告内容に変更が生じる場合は、速やかに管理窓口報告する。
- ・ 危険物の保管が消防法の規制を満たすように、研究室内の保管量を制限する場合がある。

別表1

化学物質の分類	根拠法令	遵守規則
危険物	消防法(昭和23年法律第186号)別表第1の品名欄に掲げるもの	慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス危険物の取り扱いに関する内規
毒物	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)別表第1並びに毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号)第1条に掲げるものをいう。)であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの	慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスにおける毒物・劇物および特定毒物危害防止に関する細則
劇物	毒物及び劇物取締法別表第2並びに毒物及び劇物指定令第2条に掲げるものであって、医薬品及び医薬部外品以外のもの	慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスにおける毒物・劇物および特定毒物危害防止に関する細則
特定毒物	毒物及び劇物取締法別表第3並びに毒物及び劇物指定令第3条に掲げるもの	慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスにおける毒物・劇物および特定毒物危害防止に関する細則
特定化学物質	労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第3に掲げるもの	慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスにおける特定

		化学物質の取り扱いに関する細則
第一種 PRTR法指定化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)別表第1に掲げるもの	慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスPRTR法に基づく化学物質の管理に関する細則
第二種 PRTR法指定化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第2に掲げるもの	慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスPRTR法に基づく化学物質の管理に関する細則

3. 実験廃棄物、感染性廃棄物、廃液の処理

- ・ 廃棄物の処理に関する法律（廃棄物処理法第3条）において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められており、湘南藤沢キャンパスでは排出者責任をまっとうするために廃棄物処理業者との適正な委託契約を締結し、処理を行う。
- ・ 廃棄物や廃液は、慶應義塾大学理工学部環境保全センターが提供する「廃液関係マニュアル」(http://www.env.keio.ac.jp/06_haieki/)を準用し、適切に分類し、処分を行う。
- ・ 消防法の危険物に該当する薬品が2種類以上混合および接触すると、発火や爆発の危険がある。廃液の保管および回収の際は、十分に注意する。
- ・ 廃棄物や廃液を運搬する際は、転倒・落下などによる汚染や障害を防ぐため、適切な防護、運搬具を用いて行う。

4. 高圧ガスの取り扱い

- ・ 高圧ガスの取り扱いに関しては、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)を参照しながら、適切に使用する。

- ・ 高圧ガスを導入する場合は、各講座や研究室ごとにその購入・主たる使用目的・種類・総量・保管場所を記録し、記録は厳重に保管し、かつ湘南藤沢キャンパスが定める管理窓口に定期的に報告する。報告内容に変更が生じる場合は、速やかに管理窓口に報告する。
- ・ 高圧ガスポンベは転倒しないようにポンベスタンドに置くか、実験台や壁等に確実に固定する。
- ・ 初めて高圧ガスを使用するものは、防護具や使用上の注意点等、取扱いについて使用経験者に事前に確認する。
- ・ 可燃性ガスポンベの周囲には引火性および発火性の物を置かない。
- ・ 使用するガスに応じた検知器等を設置し、ガスの使用や漏洩による障害や事故に注意する。

5. 緊急時の措置

- ・ 化学物質や高圧ガスに起因する火災、爆発等又は化学物質の飛散、漏洩、流出等による健康障害若しくは環境汚染が生じ、または生じるおそれがあるときは、ただちに監督者と湘南藤沢キャンパスが定める管理窓口に報告する。
- ・ 化学物質が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに監督者と湘南藤沢キャンパスが定める管理窓口に報告する。
- ・ 万が一、事故が起こった場合は、速やかに監督者及び湘南藤沢キャンパスが定める管理窓口や警備室に報告し指示を仰ぎ、怪我人の介抱や二次被害対策を行うこと。必要に応じ、廊下に設置してある緊急シャワー等、洗浄設備を使用すること。

6. レーザーの取扱い

- ・ 研究開発活動においてレーザー光源を用いた実験を行う場合は、レーザー光線による障害防止対策要綱(平成17年3月25日付基発第0325002号別紙)及び各所属機関の規程等に従い、レーザー光による人体障害防止、火災防止等に努めること。

7. その他

- ・ 外部研究機関等、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス外での化学物質保

管に際しては、活動場所を管理する各機関の定めに従い保管・廃棄・報告を行う。その上で、本規則において湘南藤沢キャンパスが定める管理窓口で報告の義務がある場合は報告をすること。

III. 連絡先

(1) 管理窓口・緊急連絡先(日中)

湘南藤沢キャンパス総務(管財)担当

0466-49-3405 (内線52107)

(2) 緊急連絡先(休日・夜間)

湘南藤沢キャンパス北門警備室

0466-47-5114

以上